

掛川市条例第61号

掛川市文化会館シオーネ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市文化会館シオーネ条例の一部を改正する条例

掛川市文化会館シオーネ条例（平成17年掛川市条例第160号）の一部を次のように改正する。

「

7,800円	11,700円	15,600円
10,100円	15,100円	20,200円
1,900円	2,800円	3,800円
2,400円	3,600円	4,800円
560円	720円	890円
560円	720円	890円
560円	720円	890円
560円	720円	890円
350円	450円	560円
350円	450円	560円
350円	450円	560円
350円	450円	560円
350円	450円	560円
350円	450円	560円
560円	720円	890円
350円	450円	560円

別表1の表中 を 」

8,020円	12,030円	16,040円
10,380円	15,530円	20,770円
1,950円	2,880円	3,900円
2,460円	3,700円	4,930円
570円	740円	910円
570円	740円	910円
570円	740円	910円
570円	740円	910円
360円	460円	570円
360円	460円	570円
360円	460円	570円
360円	460円	570円
360円	460円	570円
360円	460円	570円
570円	740円	910円
360円	460円	570円

に改め、同表 2 の表を次のように改める。

2 附属設備等利用料金

種類又は品名	単位	金額
ボーダーライト	1列	820円
サスペンションライト	1台	100円
フットライト	1式	410円
花道用フットライト	1式	410円
アッパーホリゾンライト	1列	820円
ローアホリゾンライト	1列	820円
シーリングスポットライト	1台	100円
フロントサイドスポットライト	1台	100円
ピンスポットライト (クセノン 2KW)	1台	1,540円
センターピンスポット (700W)	1台	1,020円
エフェクトライト	1台	100円

平凸スポットライト	1 台	100円
フレネルスポットライト	1 台	100円
パーライト	1 台	100円
ハイカッタースポットライト	1 台	100円
フットスポットライト	1 台	100円
ストリップライト (6 灯)	1 台	100円
ストリップライト (12 灯)	1 台	100円
先玉	1 台	50円
ディスクマシーン (先玉付き)	1 台	300円
スパイラルマシーン (先玉付き)	1 台	300円
フィルムマシーン (先玉付き)	1 台	300円
スライドキャリアマスク (先玉付き)	1 台	300円
波マシーン	1 台	300円
オーロラマシーン	1 台	300円
マルチストロボ (250W)	1 台	300円
スピナー吊下タイプ (120W)	1 台	300円
ミラーボール φ 610	1 台	510円
ミラーボール φ 400	1 台	410円
ミラーボール楕円	1 台	300円
カラオケ機器	1 式	2,050円
移動スピーカー	1 台	200円
ダイナミックマイク	1 本	300円
コンデンサーマイク	1 本	300円
バウンダリーマイク	1 本	300円
ワイヤレスマイク	1 本	820円
三点吊りマイク	1 式	820円
仮設ステージ (大ホール)	1 式	2,050円
音響反射板 (天板ライト含む。)	1 式	3,080円
所作台	1 式	8,220円

平台大 (6×6)	1 台	50円
平台中 (4×6・3×6)	1 台	50円
平台小 (2×6)	1 台	50円
仮設花道	1 式	5,140円
鳥屋囲	1 式	510円
松羽目	1 式	1,020円
竹羽目	1 式	1,020円
雪カゴ	1 台	100円
上敷きゴザ	1 式	100円
紗幕 (しゃまく)	1 張	1,020円
地絨 (じがすり)	1 枚	1,020円
浅葱幕 (あさぎまく)	1 対	1,020円
バレエ用シート	1 式	2,050円
振り落としパイプ	1 本	100円
ドライアイスマシーン	1 台	300円
金屏風	1 双	1,020円
演壇 (センターホール用・花台含む。)	1 式	300円
めくり台	1 台	100円
指揮者台	1 台	50円
緋毛氈	1 枚	100円
高座用座布団	1 枚	100円
長座布団	1 枚	100円
司会者台	1 台	100円
譜面台	1 台	50円
譜面灯	1 台	50円
コントラバス用椅子	1 台	50円
演奏者用椅子	1 台	50円
ピアノ (CFⅢS)	1 台	2,050円
ピアノ (練習用)	1 台	510円

エレクトーン	1 台	1,020円
ホール用35/16ミリ映写機	1 式	2,050円
スライド	1 式	1,020円
スクリーン（大ホール）	1 式	1,020円
スクリーン（小ホール）	1 式	510円
ビデオプロジェクターセット（VHS）	1 式	1,020円
持込器具	1 KW	100円

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市文化会館シオーネ条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。